政府は、非常時優先業務の継続に係る教育、訓練及び評価を実施し、その結果を踏まえ、適宜、本計画を見直す。

1　非常時優先業務の決定

各府省等は、省庁業務継続計画において、非常時優先業務として、第１節３に掲げる業務を定めるとともに、政府として維持すべき必須の機能に該当するものであって、中央省庁において非常時の判断を的確に行うことが求められる業務を定めるものとする。

各府省等は、２⑷により把握した首都直下地震発生時において参集することができる職員の人数では不足する場合には、当該人数で対応することができる非常時優先業務を精査するものとする。また、参集することができる職員の人数等の推移に応じ、首都直下地震の発生直後から時系列で非常時優先業務を位置付けるものとする。

2　執行体制

政府は、首都直下地震発生時に、中央省庁において非常時優先業務が円滑に実施されるよう、社会全体としての業務継続体制の構築、職務代行者の選任及び地方支分部局の長等への権限委任を推進するとともに、管理事務を担当する職員を含め、職員が速やかに中央省庁の庁舎に参集し、１週間にわたり当該庁舎に常駐して交代で非常時優先業務を継続することができる体制を構築するなど、平常時から非常時優先業務の執行体制を確保するものとする。

⑴　社会全体としての業務継続体制の構築

政府は、首都直下地震発生時において、情報の収集、分析及び発信、非常時優先業務及び管理事務の実施、そのための職員や庁舎の融通等について、府省等相互の連携が機能するよう、あらかじめ、内閣府及び内閣官房を中心に連携体制を構築するものとする。

各府省等は、首都直下地震発生時において、情報の収集、分析及び発信、非常時優先業務及び管理事務の実施、そのための職員の調整等について、地方支分部局等を含む関係部局相互の連携や、地方公共団体、公共的機関、電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む機関、民間事業者等との必要な連携協力が機能するよう、あらかじめ、これらの事項の連携体制を省庁業務継続計画に定めるものとする。

⑵　緊急的な権限委任

政府は、首都直下地震発生時における中央省庁と地方支分部局等との業務の役割分担について、あらかじめ模擬的な検討を行った上で、中央省庁が非常時優先業務に注力することができるよう、地方支分部局等の職員等の被災地域への支援、補完又は代替に係る調整や突発的重大事案に係る指揮監督など、中央省庁が関与しなければ機能しない業務を除く大臣等の権限について、首都直下地震発生時において緊急に地方支分部局の長等に委任することができるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

⑶　職務代行者の選任

各府省等は、首都直下地震発生時に大臣、副大臣、大臣政務官その他の幹部職員が不在である場合に備え、法令で定めるもののほか、省庁業務継続計画において、非常時優先業務及び管理事務を担当する幹部職員の職務の代行の順位を定めるものとする。

⑷　職員の参集状況の把握、参集要員の確保等

各府省等は、第１章４の被害想定を踏まえ、首都直下地震が通常の勤務時間以外の時間に発生した場合に中央省庁の庁舎へ参集することができる職員の人数について、内閣府が定める方法により調査を行い、時間別に把握するものとする。

各府省等は、上記調査により一定時間以内に参集することができると見込まれる職員数を踏まえ、１週間にわたり交代制で常駐するのに必要な人数を勘案し、非常時優先業務又は管理事務を継続するために必要な職員を、首都直下地震が発生した後、あらかじめ定められた時間以内に中央省庁の庁舎に参集する要員（以下「参集要員」という。）として確保するものとする。真に必要な非常時優先業務を実施するのに必要な職員については、当該職員を中央省庁の庁舎の近傍の宿舎に優先的に入居させる等の措置を講ずることにより確保するものとする。

各府省等は、あらかじめ、参集要員の氏名、担当する非常時優先業務又は管理事務等を記載した名簿を作成するなど、参集要員に関する情報を適切に管理するとともに、参集要員に対し、必要な事項の周知を行うものとする。

各府省等は、必要により相互に連携協力しつつ、通常の勤務時間以外の時間に参集要員へ参集を指示するシステム並びに全職員及びその家族の安否等に関する情報を自動的に集約するシステムを構築するよう努めるものとする。

⑸　帰宅困難者の受入れ体制

各府省等は、首都直下地震が通常の勤務時間に発生し、多数の帰宅困難者が発生する事態に備え、非常時優先業務及び管理事務の実施に支障のない範囲内で、省庁業務継続計画において、受入れ可能な帰宅困難者の人数、受け入れる一時滞在施設、当該施設の運営方法等を定めるものとする。

3　執務環境

政府は、首都直下地震発生時に、１週間にわたり中央省庁の庁舎に職員が常駐して非常時優先業務を実施することができるよう、庁舎の耐震安全化、電力及び通信・情報システムの確保、物資の備蓄等を推進し、平常時から非常時優先業務及び管理事務に係る中央省庁の執務環境を確保するものとする。

⑴　庁舎の耐震安全化等

各府省等は、首都直下地震発生時において、職員等の安全性の確保と非常時優先業務に必要な機能が維持されるよう、「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」（平成22年３月国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）を参考に、中央省庁の庁舎の耐震安全性を確保するとともに、非常時優先業務の内容に応じて要求される施設機能を確保するための対策を講ずるものとする。

また、庁舎内の什器の固定、天井等の非構造部材の耐震化等の措置を講ずるものとする。

⑵　電力の確保

内閣府は、首都直下地震発生時に、中央省庁の庁舎において、電力が安定的に供給され、又は早期の復旧が図られるよう、電気事業者との間で、協力体制の充実を図るものとする。

各府省等は、中央省庁の庁舎において、電力供給設備の多重化の措置を講ずるとともに、非常用発電設備については、非常時優先業務及び管理事務を１週間程度継続するために必要な燃料を確保するものとする。

⑶　通信・情報システムの確保

内閣府は、首都直下地震発生時に、中央省庁の庁舎において、通信・情報システムが安定的に稼働し、又は早期の復旧が図られるよう、電気通信事業者との間で、協力体制の充実を図るものとする。

各府省等は、専用回線、衛星携帯電話等の複数の通信手段の確保、通信網の冗長化等の措置を講ずるものとする。また、各府省等は、「中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン（第２版）」（平成24年５月内閣官房情報セキュリティセンター）に基づき、「情報システム運用継続計画」を作成し、非常時優先業務及び管理事務に係る情報システムについて、必要により相互に連携協力して、平常時の情報システム設置拠点と同時被災しないことが想定される場所にバックアップシステムを確保する等の措置を講ずるものとする。

⑷　物資の備蓄

各府省等は、首都直下地震発生時に、参集要員を始めとする職員が非常時優先業務又は管理事務を実施するために必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資が不足することがないよう、その庁舎等において、参集要員の１週間分及び参集要員以外の職員等の３日分程度の物資を備蓄するものとする。特に、第１章４により下水道の利用支障は１か月継続することを想定することから、首都直下地震発生時における仮設トイレの提供について事業者との協定の締結を推進する等の措置を講ずるものとする。また、バール、ジャッキ、担架等の救助用資機材を備蓄するものとする。